

第5回宮城県景観審議会

日 時：平成23年12月26日（月）

午後1時30分

場 所：県庁行政庁舎9階 901会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）について

3 その他

4 閉 会

第5回宮城県景観審議会出席委員

磯田 悠子	松島国際観光(株)取締役副社長
伊藤 則子	風土建築文化研究室
大村 虔一	特定非営利活動法人都市デザインワークス顧問
柴崎 徹	東北工業大学工学部環境情報工学科客員教授
西大立目 祥子	青空編集室（フリーライター）
平野 勝也	東北大学大学院情報科学研究科准教授
森山 雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学部教授
横山 英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役

(以上8名)

1 開 会

○司会（尾形総括） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 5 回宮城県景観審議会を開催させていただきます。

初めに、本日の会議の定足数についてでございますが、本日につきましては 8 名の委員の御出席をいただいております。条例で定めます定足数であります 5 名以上の委員の御出席をいただいておりますので、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日御出席をいただいております委員の皆様は、お配りしております座席図に記載のとおりでございます。

続きまして、本日御審議いただきます事項につきましては、宮城県景観審議会運営要領で定めます、会議を非公開とする案件に該当しておりませんので、審議につきましてはすべて公開とさせていただきます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますけれども、7 点資料を配付しております。資料 1 が 1 枚ものの「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）の検討経過」。資料 2 - (1), A 3 を折り込んだものでございますが、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）の概要」ですね。資料 2 - (2), A 4 左ホチキス止めのものです。「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）」。資料 2 - (3) です。これも A 4 左ホチキス止めでございます。「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）」、1 章から 4 章の見え消し分ですね。続きまして資料 2 - (4)。A 3 の折り込み 2 枚ものでございます。「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）第 1 ～ 4 章に対するパブリックコメント手続等による意見について」。その次が資料 2 - (5), A 4, 1 枚ものでございますが、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）第 5 章に対する審議会委員からの主な意見について」。最後に資料 3 でございます。A 4 横の資料であります。「今後の景観形成施策について」。以上、資料は 7 点添付させていただきます。皆様、資料の方はございますでしょうか。

それでは、審議をお願いすることといたしますが、会議の議長につきましては、条例第 21 条の規定によりまして、会長が行うことになっておりますので、大村会長に議長をお願いしたいと思います。大村会長よろしくお願いいたします。

○大村議長 それでは、ただいまから議事に入ります。

初めに、本日の審議会の会議録署名人を指名させていただきます。西大立目委員と平野委員に

お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針(案)について」、事務局から説明願います。

○事務局（櫻井課長） 都市計画課長の櫻井でございます。

この度は年末の本当にお忙しい中この審議会の方に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

宮城県の美しい景観形成ということで、これまで、委員の皆様には、5回にわたりまして審議を重ねていただいたところでございます。予定では、今年3月中にもこの方針をまとめまして、知事の方に建議すると、こういったことも考えておりましたけれども、御承知のとおり3月11日の東日本大震災の影響もございまして、しばしこの審議会を中止せざるを得ないという状況でございました。

確かに今回の東日本大震災でございますけれども、各市町に本当に甚大な被害をもたらしております。景観も含めて、街並みも含めて全て津波によってなくなりました。あるいは山側の団地の崩壊でありますとか、非常に甚大な被害であるという風に感じているところであります。

これまでの議論をふまえて、そのままこういった指針をまとめるということもあったわけでございますけれども、やはりこれから市町が復興のまちづくりを作り上げていくという中で、やはり景観に対していろいろ御配慮いただくということも大事な視点ではないかという風に思っております。今回4章から、更に1章、5章立てという形で、復興に向けてお考えいただきたいこととありますこととか注意していただきたいこと、こういったことをまとめていたところでございます。執行部といたしましては、これを最終形という形でまとめ上げまして、今後市町が行います復興計画、さらには既存の街並みの保全、それから作り上げ方。こういったもののひとつの指針になればという風に思っているところでございますので、子細は担当の方から説明させていただきますので、本当に今日はよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（幕田行政班長） それでは、資料1について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料1につきまして。今まで、先ほど課長から説明がありましたけれども、第5回ということなので、何をやってきたかということを中心に説明しているものが資料1でございます。まずは昨年の3月に景観審議会を設置、開催いたしまして、1回目で景観の基本方針の方向性と内容などについて検討をいただいております。2回目の審議会では、委員の方から、宮城県の景観の現状を把握したいというお話がありましたので、景観行政団体である登米市と松島町の現地視察を行いました。2つの市町の方と意見交換を行いました。第3回景観審議会では、はじめて基本方針の案を示して検討を行っております。第4回の景観審議会でも又、県内の景観の現状ということで、多くの景観資源が残る村田町、白石市の方を現地視察を行いました。その後、3回目の審議会では基本方針の案の意見をいただいたものを修正した案について検討をいただいております。昨年の12月に、宮城県庁内の各課に、修正案について意見照会をして、修正意見を踏まえまして、今年の1月に、広く意見を求めるために、パブリックコメントを実施しました。ま

た併せて、景観形成の主体である市町村とか、まちづくりを行っているNPOにも照会をしまして意見を求め、6団体から意見が挙がっております。意見の内容につきましては、資料2-4のA3のほうに付けております。その意見を踏まえまして、3月24日に景観審議会を開催しようと思ったところ、震災によりまして、延期をしておりました。震災によって、基本方針も一部修正ということで、被災市町村のまちづくりを進める際にある一定の景観形成に向けた考え方を示す必要があるということで、第5章を設けました。資料2-1をお開きください。A3版の資料になっておりますが、これが基本方針の概要でございます。1章から4章までは昨年度皆様に御了解をいただきまして、今回中心に御検討をしていただくのは第5章、右下の小さい部分ですが、「東日本大震災で被災した市町村の景観形成に向けて」。この章を新たに設けております。その内容につきましては、事務局で大村会長の意見をいただきながら、また委員の皆様にも御照会をしまして、意見をもらいました。この意見が、資料2-5。これは後で説明をいたしますが、委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして、今日最終案ということで、新たな第5章を加えた形での基本方針をお示しして意見をいただくと、いう予定としております。

○大村議長 細かいことは後で、ということでもいいですか。

○事務局（幕田行政班長） そうです。

○大村議長 それではこの時点で、委員の皆様から、御意見、御質問はございませんか。

○森山委員 5章と、県の震災復興計画とのつながりは・・・。

○事務局（櫻井課長） 基本的には、この方針については、当然その復興を進めるにあたって配慮していただきたい内容というものをつくったつもりでございますので、県による復興計画はどちらかという個々具体の絵柄よりは、どちらかという我々のターゲットは市町の復興計画のまちづくりの時に、それぞれの市の復興計画の方の具体的な絵柄はこれからつくっていくという風に理解しておりますので、その際のまちづくりの形の中でいろいろ御配慮いただきたいこと、こういったところを書き込んでいきたいという風に思っております。そう言った意味においては、復興計画の思想をとらえて、今回この5章に書き込んだ、ということで考えております。なかなか安全と街並み、あるいは景観、これをどうとらえるかというのはきわめて難しい問題でもございますし、景観で生活をされているという方もこれまたいらっしゃる。ここは県がその全てを整理して解決すべきことではないかとは思いますが、やはり今後新しい町をつくっていく中で、次の世代に引き継いで行くときに、こういった観点も含めて総合的なまちづくりを進めていただければという思いで5章を書いたという考えでおります。

○大村議長 よろしゅうございますか。ほかにもございますか。

なければ詳しい具体的な方針について御説明をいただくということでよろしゅうございますか。

〔「はい」という声あり〕

それでは事務局の方で、引き続いて、方針案について御説明願いたいと思います。

○事務局（白崎主任主査） では、基本方針の内容につきましては、都市計画課 白崎から説明を申し上げます。

本日の説明ですが、まず第1章から第4章まで、これまで御議論いただいていた内容をはじめに御説明いたしまして、先生方に御審議いただき、その後、第5章、新たに書き加えたところについて又御説明を申し上げて御審議をいただく、というふうな形で前半と後半に分けさせていただきたいと思います。まず第1章から第4章につきましては、昨年度の景観審議会において御議論いただきまして、それを踏まえまして素案を作成し、昨年の1月末から1ヶ月間、パブリックコメントを募集いたしました。本日は、まず、パブリックコメントでの意見とそれに対する県の考え方を御説明したいと思っております。また、パブコメと併行しまして、第4回の審議会で御欠席された先生方にも個別に御意見を頂いております、その御意見に基づいて修正を加えたところもございますので、そこも併せて御説明したいと思います。資料は、資料2-(3)、見え消し版になっている資料でございますが、それと資料2-(4)、A3の横組みの資料とこの2つを使って説明させていただきます。

まず、資料2-(3)基本方針の5ページと、資料2-(4)の一番上の段を御覧下さい。ここは「第1章 宮城県の景観の現状と課題」の中で、「自然的側面」についてまとめた部分についてでございますが、ここにつきましては、気仙沼市のNPO団体、風待ち研究会から、リアス式海岸の部分につきましての御意見ですが、海岸域の生態系の現状や海辺の渡り鳥の現状を追記すべきだという風な意見をいただいております。また、気仙沼市にも意見照会をしております、気仙沼市からは、国立公園や国定公園などに関する部分の記述について、具体的に地域とか名称を記入した方がわかりやすくなるのではないかという風な御指摘をいただきました。これらの意見に対しましては、意見の趣旨を踏まえまして、修正することにいたしました。基本方針の5ページが具体的な修正部分でございますけれども、今のお話は、自然的側面の2項目めの部分でございます。「気仙沼地域の」、という風な書き方、あるいは「特異で豊かな生態系」ということで、周辺の生態系を含めた書きぶりを加えております。また、海岸域の方でそのようにちょっと詳しく書いたものですので、これに連動しまして、上の山地・丘陵につきましても「栗駒地域」あるいは「蔵王地域」という風な具体的な地名を書き加えております。そこがまず第1点目です。

次に、資料2-(3)の6ページを御覧下さい。6ページの見え消しで赤くなっているところでございますが、ここは、景観の現状と課題をまとめた部分のうちの、社会的側面について記述した部分でございます。この5項目めにつきましては、素案では、景観の現状として「郊外の幹線道路沿いでは、景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物のはんらんにより、沿道景観が悪化してきています」という風な書きぶりをいたしました。また、その隣の7ページの表の、「つくる」の部分で、「景観阻害要素の是正」という二重丸の三項目目の部分で、「錯綜した電線電柱など、景観を阻害する要素の除去・是正」という風な記述をしてございました。これに対しまして、資料2-(4)の意見でございますが、中段の部分です。東北電力から御意見を頂きました。この意見の

要旨としましては、あまり電柱電線類というものが景観を阻害しているということを強調されると、今後電柱設置というものが困難になり、そのことによって電気の安定供給に支障をきたす恐れがあるという風な御指摘をいただいております。私たちとしても、すべての電線電柱類が景観阻害要素であるという風には考えておりませんので、幾分か書きぶりを修正してございます。本文の6ページのところでございますが、「屋外広告物や電線電柱類をはじめとする工作物等が、周辺の景観と調和していない状況も見受けられます。」という風に、電柱電線類が悪いのではなくて、電柱電線類はあくまでも例示で、景観と調和していないものもある、という風な表現に改めました。同様に、7ページの表の中では、電線電柱という言葉はとりまして、「良好な景観を阻害している工作物等」ということで、何も電柱電線を狙い撃ちしているわけではないということで修正することにいたしました。

大きな変更に関しましては、今、ご説明した2点でしたが、それ以外にも、用語の使い方などについても御意見を頂いております。例えば、いま見ていただいた7ページの課題を整理した表の中で、真ん中の段で「行催事（イベント）」と言うものを消して、「行事や祭事等」という表現、これはわかりやすいんじゃないかという意見に基づいて、修正したものでございます。また、資料2-(4)の2ページを御覧ください。この真ん中の段でございまして、おおさき地域創造研究所というところからいただいた御意見ですけれども、ここからは、「景観教育に教育委員会の学校を入れられないか」というお話であったり、あるいは「学校教育を通じた景観まちづくり学習を県が主導して進めて欲しい」という風な意見があったり、あるいは3ページ目には、景観の形成に関する施策についての御指摘としまして、「取り組みを進めていく」という表現では弱いので「はっきりした政策を盛り込むべきである」という風な意見を頂戴してございます。同じく3ページの下段、「まもる」「つくる」「育てる」に関する、まちづくりまんぼうという、石巻市のまちづくり会社の御意見ですけれども、「まもる」「つくる」「育てる」のうちでも、「まもる」が主体になるのであって、「つくる」ことそのものを規制するべきだというような御意見もございます。あるいは一番最後は、NPOをもっと活用して欲しいとの意見なども頂きました。こういった御意見に関しましては直接基本方針の記述の修正に係るものではございませんが、今後の施策検討に当たって参考にしたいという風に考えております。

以上がパブコメに関する修正でございまして、それと並行しまして、昨年11月の第4回景観審議会に欠席された先生方からも個別に御意見を頂戴しており、それに基づいて修正した箇所がございまして。大きなところでは、資料2-(3)の12ページを御覧ください。12ページは広域的な景観形成に関する事項という風なことでまとめたところでございまして、その中の一番下の部分、「景観区分」というところで、景観の区分を表記しているところがございまして。これまでここでは、「山地景観」「平野景観」そして「海岸景観」「都市景観」という順番で記載をしてございましたが、森山先生から、地形的な流れでいうと、山から海に流れる中で、平野と都市の間に海岸があるのはちょっとおかしいのではないかと、海は端っこにある方がいいのではないかと、ということで、たしかに、流れからしますと、「山地」そして「平野」そして「都市」「海岸」という方が自然だという風に考えまして、そのように改めることとしました。

また、同じく森山先生からですが、景観区分の景観類型の名称についても御意見を頂きました。資料の15ページを御覧ください。15ページは表にしておるんですけれども、景観区分を表に整理し

たところで御説明したいと思います。「山地景観」の細区分につきましてですが、これまで「高山地型景観」と「低山地・丘陵型景観」という風な名称を使ってきました。そしてこの「低山地・丘陵型景観」の中には、例えば対象範囲の説明のところには、「いわゆる里山を中心とした概ね標高 200 m 以上の地区」ということで、この説明文の中に「低山地」という言葉、それから「丘陵」という言葉、そして「里山」という言葉。そういったものが混在していて、それぞれの言葉が曖昧に使いすぎじゃないか、という御指摘をいただきました。そこで、ちょっと用語を整理したいという風に考えました。結論から言いますと、「低山地」と「丘陵」というのはほぼ同じ意味であるという風なことから、ここは丘陵という言葉はとり、「低山地型景観」という風な名称にすることにいたしました。そして、丘陵部、低山地における、人の関与が見られるようなエリアを「里山」という風な使い方をしようという風に考えております。また、同じく、景観累計の名称の部分でございますが、平野景観の中で、田園型景観という風な言葉を使っておりました。この本の中では「田園」という言葉と「農村」という言葉をいろいろと使っておりますが、ちゃんとした使い分けをしてございませんでした。御指摘では、田園というのはそもそも田畑のことを指すのであって、その当たりが分かるように言葉を整理したらどうかという風な御指摘がございまして、ここでは、「田畑景観」というよりは、「農村景観」という言い方が一番適しているだろうということで、「田園」という言葉は使わずに「農村」という言葉に統一することにいたしました。従いまして、平野景観の「田園型景観」は「農村型景観」に、それから「田園中心都市型景観」は「都市的農村景観」に改めることと致しました。さらに、都市景観の名称につきましても、「地方中心都市型」というとちょっと分かりにくいので、名称は「中核都市型景観」の方が適切ではないかという御意見をいただきまして、そのように改めたいと考えております。

今のところは名称というか、言葉の表現のところでございますが、もう一箇所、大きな修正を加えたところがございます。次のページ、16 ページをお開き下さい。ここは景観軸に関する記述の部分でございますが、この部分につきましては、柴崎先生から御意見をいただいております。

「景観軸」として、連続性や方向性をもつ景観のまとまりを「景観軸」として整理することに関しては良いんですけども、その内容について、「道路軸」「河川軸」の2つに限られるものではなくて、他にも、例えば「山岳軸」あるいは「海岸軸」というものもあるんじゃないかと。ちょっとその辺を考えてほしい、という風な御意見をいただきました。確かに山地や海岸も連続性、あるいは方向性をもった景観のまとまりとして捉えることができますので、今回はその趣旨を踏まえて、「山地軸」それから「海岸軸」というものも景観軸として加えることにいたしました。16 ページの一番下に記述を加えております。山地景観、海岸景観という景観は、見方を変えると山並みや海岸線のように、景観軸として捉えることができること、そして、それらの景観を考えるに当たっては、山並みとか海岸線などの景観の連続性を配慮していくことが大切である、ということを書き加えております。

パブコメ、それから先生方の御意見を踏まえて修正を加えたところは以上でございます。このような修正を加えて第1章から第4章の最終案とすることとしたいと考えております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○大村議長 ありがとうございます。今の、第1章から第4章まで、昨年度議論していたことに対

するパブコメの結果，あるいは皆様からのヒアリングの結果でありましたが，そこに関して御意見，御質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○平野委員 1点だけ。17ページの山地軸，海岸軸の足された表4ですけれども，表4の中身が，海岸軸が，気仙沼から山元まで全部十把一絡げになっているので，これはやっぱり，気仙沼から牡鹿半島までのリアス式の話と，石巻から山元までの，ただ松島は他島景観だから景観的には全然違うものになるからなかなか難しいんですけど，砂浜型，平野型の海浜は別物扱いにしていた方がよろしいかと思えます。

○事務局（櫻井課長） わかりました。ここで書いた趣旨は，山と海，そういった大きなカテゴリの中で記述させていただきませうけれども，おっしゃるとおり，海岸といってもリアスの部分と，仙台平野などの部分，こういったところがあるということ。ここら辺も，例えば，「景観概況」の中に，非常に変化に富んだ海岸線があると，こういった形の記述に・・・。

○平野委員 というより，山地軸のところでも，奥羽山脈と北上山地を並列で別書きしているのので，そういう形で並列で書いていただけると明確かなと。

○事務局（櫻井課長） わかりました。「対象範囲」のところに分けるような形で書いていきたいと思えます。

○大村議長 このあたり，松島湾も特記してもう一つ挙げた方がいいかもしれませんね。だから，大きくは仙台湾というのがあり，その中にくぼんだ松島湾もあると。

○柴崎委員 宮城県の景観図では，そのように分けております，基本的には。全体としてとらえる軸としてはですね，大きく海岸軸というものを考えておく必要がある。海との接点という意味で。そこをいくつかに分けるということはいいいと思います。海との接点という部分は，そういうひとつの大きな軸としてとらえておく必要があると思えます。だから海岸軸というのはそういう意味では，きちんとどこかにふれておくべきものと思っております。

○大村議長 よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。

○西大立目委員 今の説明に付け加えて，16ページのところで新たに付け加えたところで，ウで「山地軸，海岸軸」，という風に並列で記載されてますけれども，今回の震災を受けて，宮城県では海岸線はとても重要に思えますので，ここはウとエで独立させた方がよろしいのではと思えます。

○大村議長 なるほど。いかがでしょうか。

反論がなければ，その次の表，第4表には，山地軸と，海岸軸とそれぞれ分けて書いてありま

すから、ここもウとエに分解していただいてよろしゅうございますか。

○事務局（白崎主任主査） はい、わかりました。

○大村議長 他にいかがでしょうか。

○森山委員 5ページの自然的側面の2つめ、「海岸域のリアス海岸部では」のところに、気仙沼地域の国立公園と書いてあるんですが、これ実は陸中海岸国立公園ですよ。同じように金華三地域の国立公園というのは、これは金華山南三陸国立公園。これははっきり名称を入れていただいた方がいいんじゃないかと思います。

○柴崎委員 南三陸金華山国立公園というのが正しい。私も、その方がかえっていいんじゃないかと思います。

○大村議長 それでは、名称にしてしまうということで。他にいかがでございましょうか。

○柴崎委員 ただしですね、ちょっと注意なくちゃならないのは、入っていない部分もあるんですよ、どちらにも。そう言うところをどう扱うかというのは……。ちょっと細かいことなんですけど、まあおおよそその2つでほとんど網羅しているんですが、抜けている地域がありますから。

○大村議長 それは、指定する際に理由があったわけですね。

○柴崎委員 そうです。その部分は頭の中に入れておいて、表現しておいていただくということなら結構だと思います。

○森山委員 もう一つは、鳥獣保護地区というのがありますよね。

○柴崎委員 そう言う格付けは全部あります。特別保護地域から、第1種、第2種、それから普通地域とありますが、それは、いいと思います。

○大村議長 他にいかがでしょうか。この、赤ペンで修正した部分は、以上の修正で御了解いただくということで次に移ってよろしいですか。

○平野委員 もう一つだけ。ものすごい細かいことなんですけど、常用漢字表に縛られて、橋梁の「梁」の字がひらがなで書かれるのはすごく嫌いなんですけれども。新聞の表記なんか最近少し緩和されて、変わってきたような気がするんです。あと灌漑もひらがなで書いてあったのが残念だなと思ったんですが。この辺は何ともならないんですか。何ともならなければ、すぐに引っ込みますが。

○事務局（鈴木総括） ふりがなをつければ可能と思います。行政のルールとしましては、常用漢字を守ることがございまして、但しふりがなをふればつかえると思います。

○平野委員 問題なければ、漢字に変えていただければと思います。かえって読みづらいですよ。

○柴崎委員 子どもさんという部分があるから、できるだけ易しくする、ということもあるでしょうが、ふりがなを振れば、よろしいんじゃないでしょうか。

○大村議長 よろしいですか。もの書きの西大立目さんとしてはいかがでしょうか。

○西大立目委員 はい。ふりがながついていれば。

○大村議長 それでは、今のことを御採用いただいて、次に移らせていただきたいと思います。

それでは、今度は新たにつくった第5章に係る部分でございますね。事務局の方から御説明願います。

○事務局（白崎主任主査） それでは、第5章につきまして御説明を申し上げます。

先ほどからお話に挙がっておりますが、東日本大震災を受けまして、この震災に関する記述をこの基本方針の中でどのように取扱うべきかということについて内部で検討いたしました。その結果、この基本方針においても、やはり震災を受けたことによる影響とか、あるいは今後の復興に対して、どのような考え方で景観形成をすすめていけばよいかということを示すことが適当であろうという判断いたしました。そこで、基本方針のベーシックな部分、今お話しした第1章から第4章まで、そのベーシックな部分はそのままとして、あらたに、震災に関する章を設けることといたしました。

まずはじめに、お手元の資料の2-(5)A4の1枚ものですが、こちらをご覧ください。第5章を新たに加えることと致しましたが、この章にどのような内容を書いていくか、ということについて考えました。本来ですと、一度この景観審議会を開催いたしまして先生方の御意見を伺ったうえで章立てをしていくというのが手順であることは重々承知をしておいたわけではございますが、時間的な制約等も有りまして、今回は、まず、ある程度こちらでたたき台のようなものを作りまして、それでそのたたき台を、先生方に郵送して御覧頂き、御意見をいただきながら文章をつくっていくことにしました。

資料2-(5)は、8月ころに先生方にこちらの方から資料をお送りしたのに対して、頂いた御意見でございます。この資料の一番はじめの部分でございますが、第5章で示すべき基本的視点ということで、「復興まちづくりにおいては、景観に配慮している余裕がないというのが実際のところであろうが、これまであった景観が新しいもの変わろうとするとき、景観をまもる立場から言っておくべきこと、今後予想される問題を踏まえて言っておくべきことを示すことが大切である」、という風な御意見をいただきまして、こういった考え方を第5章の趣旨としております。

そして、その下に続くような御意見を踏まえて本文を構成いたしました。個々の内容は、本文に沿って御説明を申し上げたいと思います。

本文につきましては、資料2-(2)、先ほどとは別の、冊子になっている資料を御覧ください。まずこの本文資料の1ページをお開き下さい。1ページは「はじめに」としてまとめた部分でございますが、この後段は、「本書の構成」ということで、構成をまとめております。この構成の一番最後のところに、今回のこの第5章を書き加えた経緯、それからその概要として、「復興まちづくりを進める際に、景観形成のために留意することが望ましい事項」を加えましたという風なことで宣言しております。その左のページ、目次の後半の部分でございますが、目次の第5章が、今回新たに加えたところ です。(1)としまして、「震災後の景観の現状と課題」。続いて(2)としましては、「被災市町村の景観の形成に関する目標」。そして(3)として「被災市町村のこれからの景観形成のために」ということで、景観形成に関する留意事項をまとめてございます。

では、資料の23ページを御覧下さい。最初は、「震災後の景観の現状と課題」ということで、現状と課題をまとめました。現状としましては、大きくまとめてしまったんですけども、ひとつは自然景観が壊されたこと、もうひとつは自然だけじゃなくて、人々の生活の場の景観も大きな被害を受けたこと、それから3点目としては、被災はしたものの、場所によっては、幸いにしてかつての景観が部分的に残ったところもあります、というようなことを現状としてとらえております。そして、震災後の景観の課題につきましては、想定される課題としまして、今後の土地利用を見直すことに対して、従前の景観が、大きく変わることが予想されることを記載しております。それから、安心安全に主眼をおいたまちづくりの中では、生命や生活、あるいは生産活動などが優先されるのは当然でございますが、それと比較すると、やはり自然とか歴史、あるいは文化、景観の保全などは後回しになりがちだという風なことが課題かなということ、挙げております。それから、4項目めでは、何気ない建物とか道ばたの石碑などといった、あまりこれまで気にされていなかったようなものは簡単に失ってしまうような性格のものであるというようなことを書いております。それから、24ページの頭では、少しでも土地の記憶をつなぎ止めておくためには、なくなってしまった景観というものを回復させる取組ってというものも挙げられるんじゃないか、という風にして整理いたしました。

そして続く(2)、「被災市町村の景観の形成に関する目標」につきましては、根底にはこれまで基本理念とか基本目標として設定してきた、この基本方針の考え方というものは、震災を受けた今でも変わることはないという風に考えておまして、2章で示したような基本理念、基本目標というものが今後の復興まちづくりにおいても景観形成のよりどころとなるという風に考えております。そこで、改めてですけども、基本理念や基本目標に関することを再確認の意味も込めて記述しております。たとえば、ちょっと前の方になりますが、この資料の8ページをお開き下さい。この8ページには、この本の大きなひとつの柱でございますが、目標を定めたところがあります。8ページの下の方の中、これは条例に定めております基本理念でございますが、例えば第3項には、「美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されているものであることから、これらに配慮した形成が図られなければならない。」とあります。あるいは、5項目には、「美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組

まなければならぬ。」というような記述がございます。これに連動するような考え方としまして、24 ページにまた戻っていただきたいと思いますが、24 ページの1 項目めでは、やはり、激動の被害を受けたようなところでも、これから景観、あるいは復興まちづくりの中では、地域の歴史及び文化というものと、復興に伴う新たな人々の生活との調和、というものを配慮していくことが大切になってくる、という風なことを再確認ということで書いてございます。また2 項目めに関しましては、新しくまちづくりを行うようなところでも、新たに美しい景観をつくる、という風な視点でまちづくりをしてほしい、ということで、ここに特別に記述しております。

また、第2 章では、基本目標として、「まもる」「つくる」「育てる」という3 つの目標を掲げておりまして、これに関しても復興とちょっと絡むような書き方で、24 ページの後段の方でまとめております。例えば、「まもる」の部分ですと、地形や植生、あるいは歴史・文化などの景観資源の保全に配慮することが必要になってくるんですけども、やはり一方で、新たな開発が必要になってくる地域もあるでしょうと。そして、新たな開発が必要となるときに、やむなく特に地形とか植生などに手を加える場合は、その程度が最小限になるように検討して、周辺環境と調和するような工夫が望まれます、という風なことを書いております。また、2 項目めとしましては、失ってしまったもの、あるいは傷んでしまったものに関しましては、修復可能な景観資源の修復に努めるだけでなく、失ったものを地域のシンボルとしてよみがえらせたりすることも、地域の景観を守るためのひとつの方法ではないでしょうか、という風なことを書いております。

また「つくる」の項目に関しましては、新たに市街地とかを整備することになるとは思いますが、その場合に、どこにでも見られるような画一的なデザインにならないよう、地域の特性をデザインに反映させるような努力というものが重要になるんじゃないでしょうか、という風なことを書きました。

また「育てる」の項目としましては、これは人の景観形成の意識を育てるという風な趣旨のところでございますが、地域の思い出を大切にしながら、美しく魅力あるまちづくりをしようという意識が力のひとつになるのでは、という風なまとめ方をしました。

最後に、(3) としまして、「被災市町村のこれからの景観形成のために」としまして、県内の復興まちづくりにおいて、景観形成を進める上での留意事項を示しました。景観の立場からいえるようなことを書いていくということで、先ほどちょっとふれましたが、資料2-(5)にまとめた先生方の御意見というのもここに反映してございます。

箇条書きにしておりますが、要点をお話ししますと、1 項目めについては、復興まちづくりにおいては景観形成に関しても住民の意見を聴くことが望ましいという風なことを書いております。

また2 点目は、公共土木、それから建築施設の復旧・復興において、自然景観との調和が望ましいこと、あるいは貞山運河など土木遺産を生かすことなどもここに書き加えております。

それから3 点目は、景観形成は手間のかかるものであって、ややもすると後回しになりがちであるが、復興まちづくりの初期の段階から景観形成を意識した計画策定が望ましいということを書きました。

それから4 点目は、高台移転、あるいは職住分離というようなものが復興まちづくりの手法として使われることになるとは思いますが、その移転先あるいは移転元の土地の景観特性というものを継承する視点が大切ではないか、という風なことを書いております。

5点目は、景観資源は、地形や植生、歴史的建造物という、いわゆる立派な、といたしますか、目につくものだけではなくて、これまであまり景観資源として意識されなかったような何気ない建物や石垣とか石碑など、そういった小さなものに関しましても、幸い被災を免れたようなものがある場合は、そういったものをまちづくりに生かしていくことによって地域の記憶、あるいは魅力を高めることになるんじゃないでしょうかというようなことを書いております。

それから6点目は、全く新しくまちづくりをする場所では、新しい景観を作り出すこととなりますが、その場合も、この基本方針の前半の方で書いております、景観区分、あるいは景観軸、それからその地域の景域など、その土地の景観特性のとらえ方というものを手がかりにして景観づくりを目指してほしい、という風なことを書きました。

7点目は、景観形成には手間やお金がかかるという風なイメージで、あまり積極的に取り組まれてこないような側面もございますが、景観形成によって商工業やあるいは観光業など、産業発展を図ることも検討に値するのではないかとという風なことを書いております。

そして8点目は、これはちょっと議論が分かれるところかも知れませんが、被災の教訓というものを風化させないために、災害遺構などの震災の痕跡を後世に伝えていくということで、それもある程度の、あるいはかなり時間がたってからかも知れませんが、地域の景観形成につながっていくのではないのでしょうか。ただ被災した人々の心情というものには十分考慮した上で、という風なことを書き加えました。

なおこの章に関しましては、極力景観形成という言葉は遣わずに、「まちなみづくり」とか、あるいは「魅力あるまちづくり」という風な言葉に言い換えました。これは、平野委員からのアドバイスもありまして、「景観形成」といった瞬間に、面倒でやっかいで、金がかかる、よくわからない特別なことをするんだという風なイメージをもたれがちですけれども、少しでもそのイメージを払拭して、まちづくりのひとつの中に景観がつくられていくんだという風なことを表現しようという風に思っております。

ここに示しました留意事項につきましては、最終的には復興まちづくりにおいてどのように反映されるかというのは、各それぞれの地域にお任せすることとなりますが、冒頭でも御説明しましたが、県として、言っておけることは言っておきたいという風なスタンスで、この基本方針に示すことと致しました。

以上が、東日本大震災をうけて、景観基本方針に新たに加えた章でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○大村議長 どうもありがとうございました。いろいろ各地で難しいテーマをいっぱい持ってやっている中にこういし指針をしっかりと出して、先ほど森山委員のお話にもありましたが、それとどういう関係を持っていくのか、こういう視点をしっかりと進めてくださいというのは、とても時宜を得たことだろうという風に思いますので、この件につきまして皆様から御意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

○横山委員 ありがとうございます。8月にいただいた資料に対するコメント、全然お出しできなかったのも申し訳なかったんですが、まず、第5章の最初のところに「3月11日の東日本大震

災」とございますけれども、実際現場に行ってみると、実は4月7日の余震の時に、海岸の津波ではなく、内陸ですけど、例えば登米であるとか村田であるとか、あちらの建物の被害が、あれで随分ひどかったというのを聞いておまして、なかにさんざん書いていらっしゃるけれども、実際にも安全上壊さざるを得ないということで随分なくなってしまっている蔵もあるわけですね。ですから、3月11日だけでなく、表記が非常に難しいんですが、実はその後も続いているというのがあって、上手に、その部分も現実ですので、何か入れていただければ、というのが1点です。それから、今の話と重なるんですけども、実際に周りからはすばらしい景観だとか、あなたが持っているのはすばらしいといっているけれども、実際に今回被害が大きくて、補修するにも急にそのお金を用意しなくてはいけないとか、あるいは人工がいなくて、とりあえずというのが進んでいる内に、結局それも取り壊す方になってしまうとか、がんばれない方が急速に増えていると思うんですね。その部分をどうするかということも実はすごく大切で、この中に、例えばこういうお金がありますよということを謳うわけには行かないとは思いますが、実はそう言うところもないと、守れっていわれたって守れないよという。自治体なんかもそうですよね。先日村田の町長さんとお会いして来ましたが、みんな町に寄贈したがっているというんですね。町に寄贈さえすれば何とかしてくれるんじゃないかという。これは震災前からだったんですけども、震災の後特にそう言う話が多くて、でも財政的には無理だということもあって、じゃあどうしよう、ということをおっしゃっている間に、1個ずつ減って、なくなってしまおうという、そういうこともありますので、それが課題としていれるべきことではないかなという風に思いました。それと、今回の震災で、今残っているすばらしい景観を残す若しくはそれを取り戻すというのも大事なんですが、柴崎先生が以前、宮城県の中のいろいろな農村風景であるとか、貴重な資料としてお作りになったかと思うんですけども、逆に、なくなってしまったときに、次どうするかというときに、新しい景観というのはひょっとすると、もっと前のものに戻すチャンスでもあるかと思うんですね。自然は簡単に作れないと思いますけれども、建造物であるとか、様々のものが、実はもっと、戦争前の、本当はあの頃はよかったよねっていう、ものがあったかと思うんですけども、みんな諦めてきて、しょうがないよねっていう、何十年も来ているわけですけど、逆に失ったからこそ、じゃあどこまで戻すかということも必要だと思うので、それがそれぞれの市町村にその資料が残っているかという、ひょっとすると残っていないと思うんですね。そう言う意味では、こういったものとともに、その資料も、さかのぼったものもきちんと添えてあげて、それを選択する、そこに住んでらっしゃる方というのがいてもいいんじゃないかなという風に思います。以前にこの会議の中で、参考になる町はどこかというときに、山形県の金山の話をしましたけれども、金山もそう昔の風景に戻したわけではないんですけども、住んでいる方の意志で何十年と前の風景を、景観を守る努力をし続けているところですけど、とっても皆さん被災した人大変だと思うんですけど、ここで諦めてしまうと、本当にとりあえずものがずっと何十年の風景になってしまう危険もあるので、それは勝手にやってくださいではなくて、それをイメージできるようなものも添えてあげるといことも大切だという風に思います。

○大村議長 これはなかなか難しい、重要なテーマですね。

○事務局（櫻井課長） 実は、後半にそう言う話をしたいなと思ひまして資料を用意しておったんですけれども、今回、こういった基本的な方針というものは、やはりまだ具体性のない、ある意味、条例を受けて我々いろいろ作業をして、市町村に今後つくっていただく、あるいは残していくべき街並みといったものをお考えいただくために、あるいは県民の方々にお示しするという基本方針であるんですけれども、やはり、横山委員のおっしゃるとおり、具体的な方法論でありますとか、どういったところでそういった先進的な取組をしているのかとか、はては、具体的な補助金でありますとか、そう言ったところをきめ細かくやっていく必要があるかと思っております、まずはこの指針を作ることがひとつのステップで、来年以降、市町村とともにどういったかたちで、どういったところで先進的なものをつくっていくかとか、ガイドラインでありますとか、そう言ったものも用意していきたいなと思っております、その中で復興していく、あるいは今お話のあったような、壊れた土蔵をどう修復していけるか、修復していききたいか、といったところも、その地域で住まれる方の御意見が……。復興を目の前にされますと、そこで生活することが精一杯になりますので、なかなかそう言う面は向きづらいと思うんですけれども、そういった取組をお示しして、皆さんで選んでいただく。そう言ったことが大切であろうと思っております、押しつけで行政側がこうだというよりは、皆さんにお考えいただくというのが都市計画の基本だと思っておりますので、そういった題材もこれから揃えていきたいなと思っております。御指摘のとおり、これで何かが進むかという、まだまだ足りないという風に思っておりますので、そう言った取組を来年以降していきたいなあとという風に思っております。

○大村議長 いかがでしょうか。

○平野委員 今横山委員のおっしゃった後半の方は方針に入れていいのかなという気がちょっとして。ただちょっと悩ましいのは、要は戻すという話ですけれども、これを契機に戻していこうという話なんですけど、自然景観系でいうと、高度成長以降とか戦後以降ですかね、人間が無理して干拓してきたところは全て自然に帰せといわれたような景色になっていて、それを、その海に帰っちゃった土地の地権者がいらっしやる中で、ちょっといいにくいとは思いますが、無理して陸にしたところはもう海に帰してもいいんじゃないのという気もするんですね。そういうのを少し、まあ石巻は大々的に水田が海に浸っちゃったところもありますし、リアス式の方は本当に浜に近いところは随分海になってしまっていて、これから防潮堤をつくるわけですけど、防潮堤のラインをどこに決めるかによって実はそれが決まるんですけど、ある程度戻してもいいんじゃないかと個人的に思っていますので、県として書ける範囲で。「まもる」「つくる」「育てる」のどれにはいるのかよく分からないんですが、アグレッシブなまもるですかね。ちょっとイメージがつかないんですが、そう言う言葉が入っていると、例えばここは海に帰してもいいよねという自治体があったときの後押しになるのかなと思ひました。防潮堤をどこにするか、多分これから県と自治体で議論していくことになるとおもうんですね。そのとき自治体側に立って、戻すって書いてあるじゃない、ということで少し引いたところにつくってくれというようなことを自治体が希望した場合に後押しになるようなことを書いてあってもいいのかなとちょっと思ひました。

○大村議長 僕、名取とつきあってるんですけど、閉上をどうするかという話はさんざん住民の中でも意見が分かれて、司会してるのがあちこちから怒られてるみたいなかたちになっているんですけど、閉上5丁目6丁目くらいかな、それはもうかなり最近になってから広浦を埋め立ててつくった市街地がある。それは海に対して横に広がって、津波を受ける量が多い場所なので、それはできるだけ縮小して、もっと細身にしよう。一番古くからある、1、2丁目とっている、自然堤防の上でできた閉上のところはできれば・・・、江戸期の町割りなんだよね、仙台と同じような、間口が狭くて奥行きが長い、そういう町が中心になっているわけですけど、そういう懐かしさというものをもう1回再現できないかという話と、それからその後でできたいわゆる戸建て住宅で宅地割りされた新しい住宅は、むしろ新しい時代に対する、未来に対する住宅地形成というのができないかって。大きく3つくらいの場所に分かれている訳なんですよね。そのときの、残せないかといっているようなところというのは、まあ実際は昔は商店みたいなものがいっぱいあったんだけど、どんどんどんどん歯っ欠けになってしまって、現実にはなかなか難しい問題があるんだけど、おそらく将来の観光とか考えたら大切じゃないかという話ができるんだけど。それは我々みたいな外から行った奴はそういいやすいんだけど、権利を持っている人にとってみればなかなか辛い問題があるんですね。何かそういうときに応援する仕掛け、つまり各個の個人の、家を造ることにめいっぱいになってしまっている人に、まちづくりだよ、っていえるような仕掛けがあると大変うれしいんですけどね。だから、ここにどう書き込まれるかは別ですが、さきほど課長がおっしゃったような、次のステップで応援する仕組み、そういう昔の、必ずしも昔のものをそのまま復元するというのではなくて、そういったその地形と合った町の景観というようなものを何とか新しい次代に伝えたいというようなことがやれるような仕組みを、本当作りたいですね。

○事務局（櫻井課長） 昔、ヨーロッパが戦災で全てなくなったときに、その街並みをそのまま再現していった施策というのは、きわめて、30年後40年後に評価されたわけですけど、私がお話したのは、そういうことも含めて、今これから次の世代に、景観も含めてなんですが、街並みをつないでいくときに、プランニングをする方がそれを踏まえて、当然そこは財政の問題もございまずので、単体の市町ではいかんともしがたいところもんですけども、今回、復興の事業の中で、復興交付金なるものが、きわめて自由度の高い使い方をされているということになれば、やはりそういったことも国の方に、景観に対して我が町が進めていくということはこれはこれでありだろうという風には思っておりますので、そう言った選択の自由度といいますか、いろいろな考え方をお示しできればなという風には思っております。戻すということになりますと、そこに生活されている方がございまずし、現に一線堤ということだと、レベル1で、30年から50年の頻繁にくる津波は、予想に反して結構高い。とするとそこで生活している方、あるいは観光を営んでいる方には高すぎるという御意見も実際に伺います。ここはやっぱり知恵の出し合いで、高さを一定程度ひきながら、職住分離をしていく方法でありますとか、そこは規制になるのか、誘導になるのか、それは市町のやり方だと思いますけど、少し高いところで、高い建物で上の方に住んでいただくと。そう言った知恵の出し合いで、景観と自然と、人間の生活で折り合いを付けな

がら進めることはできるかなと思いますので、ある意味ここでは思想的なことを書いて、具体論はもう少し、住んでいる方もいらっしゃると思いますので、膝を詰めての話も結構多いかと思いますので、県もお話の中に入れて行ければなという風には思っております。

○横山委員 今回の復興計画ではなく、もう待ってられなくて自分たちでやっているところがいくつもありますよね、いろんな大学であるとか企業であるとか、そのひとつで、石巻市の北上町で、白浜に立てた仮設ではなくて、ずっと住んでいただけるようなものを、工学院大学とある財団で作っているんですけど、これが北上町で当たり前だった雄勝のスレートを使った屋根と、それから在来工法で自分たちの町の木を使ったということで、10戸だけだったかな、やっているんですね、こういうのを増やしていきたいということで、今はお金があるからやれたことで、この後自分たちのお金でやるというのはとっても大変だとは思いますが、それもひとつなんですけど、要は、ひとつはその材を使うということで、経済的に成り立つ方が増えてくるとということと、それから街並みになってくると、当然観光としても、観光ありきではないんですが、結果観光として人の賑わいがあって潤ってくるというのがあって、今回被災した後に、東北の風景がいっぱい報道されてましたけれども、会津の大内宿も随分出てましたよね。あれも今までも観光じゃとっても有名だったとは思いますが、今回いろんな意味で象徴みたいに出てるんですけど、これから作るところで、全部かやぶき屋根にしるって意味では決してなくて、元々あった美しい風景というのを、建物ひとつ連続してみせるだけでもだいぶ違うんじゃないかなという風に思うんですね。地形のことになってしまうと本当におっしゃるように、いろんな地形のことであるとか、いろいろ関係してくる中勝手には言えないと思うんですが、これから建てようとしている自治体も含めて、そういう視点というか思想を入れておかないと、本当に負の遺産が残ってしまうなど。仮設住宅ひとつみただけで非常に危機的に思っていて、とりあえず、っていう間に合わせのものがずっと続いてしまったら、今の子どもたちはそれが当たり前で、またそのまま行く気よくながしてすごく怖いんですね。それを上手に景観というところで踏みとどまらせるというか。それを非常に感じてます。

○柴崎委員 横山さんがおっしゃったのは、事務局の方から伺った、23ページの「震災後の景観形成に関する課題」の一番下の2項目ですよ。この部分ですね。こういうのを大事にする、これを受けて、実際にじゃあこういうことをやったらどうか、という、景観形成に向けての、少し具体的な指針というものを、ここに、3番のところに入れていただくといいんじゃないかということがひとつ。それと、この部分だけ図がないんです。全部整理して図を書きいただければ。多分皆さんであればすばらしい図を作れると思うので、それを是非ここにですね、新しい図をひとつ、整理して乗っけてもらうのが一番いいんじゃないかと思います。それから、私もずっと海岸線歩いて、興味を持ったのは、潟湖が昔と今と比べて、新しく震災後にどうなったかという、潟湖の大きさですね。それを読み取って比較していくと、ものすごく今回でかくなりました。このでかくなったのは何かというと、昔我々が土地利用をそういう風にしなかった時代の大きさなんです。ということは、そこはもう震災前の土地利用してたんじゃないから、もう放棄してもらって、立派な自然がやってくれる、自然のままの場所にして、宮城県の大事な海岸線におけ

る景観地。山岳と対比した、そういう景観地として、それぐらいの幅で作ってもらって、そういう自然のままのゾーンとして景観形成を図る地域としてとらえていいんじゃないか。そこにもう一度、元のような土地利用形態で、人が入り込むというのはどうなのかなということをつくづく感じて参りました。これは私だけでなく、一緒に行かれた諸先生方が皆そういう意見ですね。自然はやっぱり自然のままだよなという。これは三陸のいろんな場所を見させていただいても、同じようなところが、赤崎の海岸あたりでもそうです。そう言うところがたくさんありますね。昔のままの、水かぶっているところは皆そういうような状態だと。それに合わせて皆さん方が、背後に撤退される。そういうことを、これは撤退というよりも、一番上手な土地利用に戻っていくことなんじゃないかなと思うんですね。おっしゃるようにしかるべき生業をたてていかなければならない皆さん方のためには、しかるべき新たな景観形成を図った都市づくりをする。こういう風に思うんですね。その点はあれなんですけど、この最後の章のところにも図を何とか、そう言うことを踏まえた図を、一枚工夫して入れていただければいいのかなあという風に、そうするとわかりやすいという風に思います。

○森山委員 章立ての話なんですけれども、5章というのは実は、1章から4章までに、県がどういう景観をこれから作りたいかというところが出てれば、被災したところはまさに、4章までのところである程度書けるんじゃないかと。項目をひとつ増やしてとか。もし5章を作るならば、ある程度短期間と長期間で、その地区に対して具体的にこういうことを、そして全体の宮城県の景観を作る中で、もうちょっと自然、昔の懐かしさを感じるような海岸を作ろうとか、そういう大きな考えに基づいて被災地をこれからどう景観形成していくか、という方が読んでわかりやすいし。なんかつながらないですよ。1章から4章までがあり、5章がぼんと出てくるというのは。5章が別の場所じゃない、1章から4章までの中に当然含まれて、それに基づいた5章だったらいんですが。4章までにそれが全然入っていない。という、章立ての話でした。

○平野委員 この基本的な方針というのは、基本的には、大して被災しなかったところも含めて全県の方針なので、やっぱりこの4章までの話でまとめていただいて、その続きであるのは確かに私も違和感を感じていますので、5章という形ではなくて、やっぱり、補遺、アペンディクスなかな。要は番外規定みたいな形で、別冊でもかまわない。付録でかまわない、という用語弊がありますけど、別冊、別表というかそういう、おまけっていう用語弊があるけど、復興に際してはこうだよ、という別指針を、これをベースに作りました、というようなスタイルで切り離していただいた方がきれいなんじゃないですかね。そんな気がしましたけど。

○大村議長 しかし第5章、ここの分で議論をする人がいても、1章から4章まではあまり関係ないという自治体もあるわけだよね。本来は関係を持ってほしいんだけど。そう言う意味では、今緊急に起こりつつあることで、変化が大きい、そう言うところに対して、確かに、本来的には4章までで言い切っていてしかるべきなんだけど、この時点で・・・。

○柴崎委員 今までの委員会の経過がそうなっているので、どうしてもそういう土台を大事にしな

がら、今回の出来事に対処したという。やっぱり別枠でよろしいのでは。別枠を章に入れたら5章でしょうがない。こういう風に思うんですね。森山先生がおっしゃるのはすごく理想的で、できたらそこまで、最初から最後まで全部やって完璧なものをという風に思う面もあるんですが、しかしここまでもいろんな議論があったわけですから、それを大事にして、今からそれを作れというのは大変忙しい事務局の皆さん方に気の毒な気もするので、それでよろしいんじゃないかと。

○事務局（櫻井課長） 柴崎委員のおっしゃるとおり、今はスピードがものすごく求められております。これはある意味不幸なことでもあるんですけども、事務局の思いといたしましては、復興まちづくりの絵を描く、あるいは計画をするときに、ちょっと目を、ちょっと立ち止まって、走りながら考えてもいいんですけど、ちょっと見てほしいなという思いがあって5章を書きました。横山委員がおっしゃるとおり、目を見せるというか、いろんな考え方がありますが、というのが、おそらく、視覚的に見せて、ちょっと気がつかせる、という意味だとも思います。森山委員のおっしゃるとおり、全ての思想の中で生まれていて、これがあるのであれば、おっしゃるように、別な章だというのは異質なものだということのはよく分かりますが、事務局の思いとしては、まさに絵を描き始めている彼らに、ちょっと考えてね、という思い。遅いくらいじゃないかと思っただけで、早く示すのと、早く市町村に示して来年以降、具体的な絵柄をやりながら、配慮してほしいなという思いがあったものですから、できれば事務局といたしましては、この構成で、そんなに進む方向が間違っていなければ、お許しいただければというのが正直なところですよ。

○大村議長 そもそもから議論するんじゃないかと、復興している人たちは少なくともここを見てくれ、というくらいでも当面役に立つかなと。本来的には、1章から4章までちゃんと理解してくれといたいところだけど。そんな感じですね。さきほどの名取の関上の1丁目2丁目みたいな人たちが、そういう議論をし出したときに、こういうことを基本的には重要視しているんだよということが見えて、それにながしかの応援みたいなことが多少加わると、本気になってやってもらえるという動きになるような気がしますね。僕はそう言う意味では、5章、っていうのがいいか悪いかというのはありますけど、凝縮して今の課題をぽんと書いたやつがあっていいんじゃないか。何年かたってこれが不要になったら、そのときは又改めて全体の中に包含していただいてもいいような気がしますけどね。

○柴崎委員 そういう意味では、今課長がおっしゃったように、時既に遅しかも知れない、ぎりぎりのタイミングだと思うんですよ。おそらく、県も皆さん血眼になってやっておられると思うので御存じだと思いますけど、3次補正関係の予算挙げる話が、事業計画がおそらく1月ですよ、という段階にきていますので、できれば内部手続入るとは思いますけど、案を付けたままでもかまわないので、今県はこういう景観の方針を考えているというのをもう、今日皆さんに御了承いただいた時点で、案付きのまま各被災自治体に回していただくということをしていただくのが大事かなと。そのためにはだから、5章というよりは、付録とか、別扱いできるような形式になっている方が、そういう扱いができるのかなと。そんなことも今思いました。

○事務局（櫻井課長） わかりました。まだ間に合うと思っております、というのは、整備計画はまだおそらく具体的な詳細設計にはいってなくて、計画決定レベルの絵になりますので、まだまだ意匠も含めて、立ち止まらず考えていただくことは十分できると思います。ただ、おっしゃるとおり、今年よりは来年の前半、後半くらいでほぼ決まっちゃいますので、勝負は今年から来年9月か10月くらいにはほとんど世の中が決まっていくと。ただ面整備とかは時間がかかりますので、いったん計画決定しても、その中でいろいろ皆さんの御意見の中で街並みもやっているとします。ただ早いうちから仕込んでいくのは大切だと思っておりますので、そういった、我々の考え方を市町に示せるように工夫して行ければというように思っております。

○大村議長 まあ、できるだけ早い旗印を掲げた方が僕はよいと思います。

○森山委員 そこで、23ページですね、(1)の②のところの、「被災市町村の復興において」の後の方で、「土地利用を見直すことになれば、従前の景観が大きく変わることが予想されます。」それについて、こうこうこういうことは守ってほしいとか、守るべきであるとか、何かこれについてやっぱり、方針とか考えをどこかに書けないものかなというのがひとつと、その次ですね。「安全・安心に主眼を置いたまちづくり」という文章の次、「生命や生活、生産活動などが優先され、」と。で、「自然や歴史・文化、景観の保全などは後回しになり」と。これ、生活の中に風景とか景観は、ほとんど私は、被災された方には入っているんじゃないかなと。以前いたところに戻りたいというのはやっぱり、以前いたところの風景がありふるさとがあり人がいるという、まさに、その生業とかを入れた景観があるという風に、私なんかは考え始めているんですね。ですから、後回しにならないように、生活と同じレベルで景観をどうにか入れられないかなというのが、ちょっと私の考え方なんですけど。

○大村議長 何十年來、何となく、希望としてはこんな風になってほしくないと思いながらどんどんなったりしている経験を持っているわけですよ。だからやむないと思っている可能性があるんだけど、本当はそういうところじゃなくて、これからやっぱりそこんどこ大切にすることが重要だという風に、どう言おうかということだと思っただよ。

○平野委員 1点目は、どこもかなり苦しんでいるので、特に今高台移転、防災集団移転事業で動いちゃった後、市街地がなくなって、しかも住めない場所ができあがって、まさか観光施設こんなに立地しないし、何にしよう、って行って、適当に公園にしちゃって、公園なんて維持できないからじゃあ国営公園だって行って、どこもかしこも国営公園に誘致合戦をしているという、そんな状況なので、1つ目は下手に書けないです。もし土地利用が大きく変わるところはこういう風に原則考えようなんてことが書ければ、こんな国営公園の誘致合戦には多分ならないので、ここはちょっと、県としても何も言えないんじゃないかと思うんですけど。2点目も、僕の理解では、森山先生の言うようにしたいんだけど、関係部局等々考えると、これきつと寸止めで終わりにしているんですよ。多分寸止め表現にして、後回しになりがちです、と。課題のところなの

で、課題でこういう後回しになりがちだから、みんな気をつけてちゃんと後回しにしないようにしましょうね、というくらいの表現にしておかないと、これ以上書きちゃうと、防災施設をやっている連中から総スカンを食って、これが世に出られなくなる可能性もあるくらいの、寸止め表現になっていると思うので。僕はこれでいいんじゃないかと思いましたが。どうですかね。大事なものはですね、すごく変なこと言いますが、行政的にはこういう文言ってすごい大事なんだけど、実社会にとって対して文言って大切じゃなくて、後から言うと思いますけど、条例があって条例に基本方針を作らなくちゃいけないと書いてあって、だから基本方針ができます。一番大事なのはこの基本方針に従ってどんな施策が展開されるかというのが一番大事でございまして。これでやめちゃう自治体が多いんですよね。これでやめちゃうと、ちゃんと景観に配慮した施策をとってますってポーズだけはとれるので。でもこの下の足腰をどう付けるかが本当に重要で、その部分で勝負すればいいんで、いらなところですよその部局と戦う必要はないかなと僕は思っています。だから是非このまま、これで行けるのであればですよ。これでも嫌がると思うんですよ。俺たちの足引っ張るのかっていう人が出てくると思うんですけど、これで行けるんだったら是非、課題として挙げていただくのがいいと思います。これ以上書いて消えることよりはいいと思うんです。

○大村議長 土地利用が変わることによっていろいろ問題が起こるように言っているけど、例えば土地利用が変わらない農村部の話なんて言うのも、大規模圃場になる話だとか、それから施設園芸が変わる話だとか、いろんな奴が並行しておきてきて、それも1年ぐらい前になんかやると農政は言っている訳だよ。そういうこと考えると、景観ががらがら変わって、我々が見ていた農村風景とは違って来るわけだけど、そういうときに何を言ったらいいかとか、相当いっぱいまだ問題があるなあとは僕は思っているんですけど、まだ、そののところに何を言ったらいいのかというのが今のところなかなか分からなくて、今のような田畑を運営しなさいと言ってたっておかしい話ですよ。農業の形態としては大規模にしなければならないとなれば、随分景観が変わってきて、それで大きな形でものが変わるときに、小さい今までのいぐねだとかああいうものが持っていた自然の良さを、どうやって残すのか、っていったようなことについて何か言いたいんですけど、なかなか具体的に言えないっていう感じがあるんですね。そういう意味では、課題の中にも、まだまだ細かく言うといっぱい入ってくると思うんですが、そういうことだけ意識して、今言えることはできるだけ盛り込んでおくというくらいかなあ、という気がするんですね。

○事務局（櫻井課長） こちら、都市計画課でございしますが、まちづくりというものは、市町村、というよりはそこに住んでいる方が選択して決めていくことが基本だと思っております。そういった方々にいろいろな面といろいろな考え方、いろいろな情報を伝えていくのがこちら側の仕事だと思っております。県が高い位置から景観はこうあるべきだからまちづくりはこうだ、というつもりは、少なくとも私都市計画課長としては言うつもりはなくて、ただ、いろいろなことを知っている中で選択できる方が幸せでございまして、現実を踏まえることもこれまた大事でございまして、みんな分かった上でそういったことを選択していただければという風には思っております。一方で、逆に言うと今ちょうど非常にインパクトのある事象が起きたので、景観

に対して積極的に取り組んでいける、ある意味、フィールドというか、状況も出てくるなあ、出てきたなあ、という風には思っておりますので、あまり被災した方々に対して言う話ではないんですけど、景観という観点から言えば、もう少し前向きに、いろいろ働きかけて行くことはできるなあという風には思っております

○大村議長 話が、かなり大きい問題をいっぱい含んでいることなので、変わっていくとは思いますが。他に何か御指摘することがありましたらお願いしたいと思います。

○柴崎委員 今の、23ページの「震災後の景観の現状」というところ、一番最初の「津波により砂浜や干潟、海岸の松林などの自然景観が壊されました。」とありますが、この中に、島嶼とか海食崖ですね、これが見に行ってみると相当崩れているんですね。甚大な被害をうけているんですが、それを直すかどうかという問題ではないんですが、そういうところにも及んでいるということは、ここに少しプラスして書いておかななくてはならないと思います。海食崖ですね、相当崩れておりますので。いろんなどころで。海岸、砂浜だけのことでなくて、特に三陸の場合ですね。松島もそうですけれども。海食崖ということで、何か入れておく必要があるんじゃないかと。

○大村議長 他にいかがでしょうか。

○西大立目委員 すごく難しく、これでもいいのかなと思ったりもするんですけど、やはり、海岸線だけに限らず、身近にあったものが全部なくなってしまったと言うことを考えると、やっぱり、この機会こそ、景観というものを、すごく積極的に価値あるものとして、市町村に、県は考えてもらうべきチャンスではないかなと思います。それから、私は震災後の宮城県が、経済産業振興にとっても価値をおいた形での復興計画を推進していると言うことに、いいと思う反面、危機感を抱いているんですね。ですのでさきほど大村先生がおっしゃったような、いぐねであるとか、ここにも十分書いてあると思うんですけど、人々の生活を成り立たせてきた身近な風景みたいなものを、どういう風に具現していくかということがとても大事だと思っております。ですので、おそらく、仙台市だと港沿いの工場とか、できたりしていくんだろうと思うんですけど、一方で、何かそこにあった、暮らしてきた人たちの記憶を取り戻したり、安心を取り戻すために何か、身近な景観というものをどうやって保全して作っていくかっていうことを、今までも書いていただいておりますけど、白崎さんには。その辺ももっと盛り込んでもいいのかなと。先ほどから平野委員はいろいろおっしゃってますけど、私は全然お役人の経験はないので、他の部局にですね、そこまで遠慮する必要があるのかというのは思います。景観行政を担う課として、もっと先を見据えて、ここに盛り込んでいきたいなど。改めて失ったものを考え直すチャンスだなと思っています。

○平野委員 行けるんだったら、僕も書いた方がいいと思います。大事なところが、協議の中で消えるんですよ。こんなの出してもらっちゃ困るって言って、その妥協案を提示できないと消されるのが役所の戦いなので。

○事務局（櫻井課長） 失われた景観をいかに大切に思うかということも大きな視点ではありますが、やはり、都市計画課長では景観も所管してはいますが、まちづくりの中でそこに住んでいく、折り合いを付けながら住むと言うことを決めなくてはならない立場でもございます。そういったことを考えますと、いろいろな視点を、いろいろな目を向けていただくという意味において、この形で書くところがいいところかなあと言うのは、正直なところとしてございます。それは消されるとかそういうものではなく、どうしてもそこで暮らしているということで、被災者の方はそこで選択を迫られております。そういったことも考えないといけないなあと考えております。決して景観をないがしろにするとは全く思っていないんですけれども、そういった方々の顔を見ると、なかなかもう一步踏み込んだかたちの記述ということだと、ちょっと勇気が要るなど。

○大村議長 いろいろ震災後にしても、景観を作るなんていうのは、個人個人がいろんなことができるまではやっぱり地域社会でこういう風にしようよという意見が出てくれば、いろいろ変えることができる。つまりそういうレベルになかなかいってなかったということが多いと思うんですね。こういうことを気にそういうことを考えてくれ、考えるべきだろうというのは、西大立目さんが今おっしゃったような視点だろうと思うので、それは言いつつ、そして、この間の災害ではコミュニティというのがとても大きな働きをしたし、将来もそういうところを育てることに力を入れないと行けないんじゃないかという風にみんな思っていると思うので、その辺は、いま、ひとつの柱として主張しておいていいのかなという気はするんですけどね。まあ観念的なところでしかなくて、具体的に何かそれをここに書くというのは、相当難しそうな気はしますけどね。

○事務局（櫻井課長） 守るべき景観、作るべき景観のイメージというもの、先ほど西大立目先生のおっしゃったような、我々が考えているような景観でありますとか、そういったものを図表とか写真とか、そういうもので見せて、住んでいる方々、地域の方々が気付いて、議論して、いろんな街並みを作っていくというような意味での作り込み方は、文章でなくても書ける、何かプレゼン是可以できるかと思っておりますので、少し探してみたいと思います。

○大村議長 それでは、およそ3時くらいまでという話でしたので、すごく難しい中の議論で、まだまだやっている、1時間くらいは続きそうではあります、今日いただいたいろいろな意見を、多少手直しをするということに、必要なものは手直しをするということにさせていただいて、事務局もかなりいい原案を作っていたと思います、そここのところで修正させていただいて、私が見るか、あるいは意見が非常に強くある方には、お手紙かなんかで、あなたが言われたところはこんな風に記載がなっています、というのを見ていただいて、それで成案にしたらいかがかと思っておりますがどうですか。

○横山委員 ひとつだけ。景観の活用の例として、震災と別の話なんですけど、観光ともつながるんですが、映画とかの撮影、ロケ地としての価値なんですけど、去年の10月11日、村田の街並み、蔵造りの街並みと、登米の教育資料館、そこに残っている蔵のいくつかですね、それから北上川

の河口関の、日本一の葦原の風景、それから石巻に残っている、建物の価値ではないんですが、岡田劇場っていう文化的な価値のあるところでの撮影をした映画が、あと富谷の内ヶ崎家の酒造と、その向かい側の、使われていない醤油屋さんの工場とかがあって、そこを使つての撮影をしたんですね。それで、10月11月は普通に現存していて、震災でその半分以上がなくなってしまうと言うことで、映画自体の価値がすごく上がってしましまして、復興のひとつの下柱として、こういう美しい風景、実は宮城県にあったんだ、ということで、注目をされているものがあるんです。逆にそれを見て、又宮城で撮影したいっていうことで、随分と色々な制作の関係の方が来てるんですね。松島もそのひとつで、このところ決まったんですけど、そういう意味で景観というのが、実は、古い財産でありながら、町と言うよりも、資産になるという経済的なこととか、それから住んでる方、何でこんなに注目されるんだろうというときの、そういう実例として近々ございましたので。海外にも今行っております、40カ国に、外務省の方から指定を受けまして、7カ国語に翻訳されて、大使館とか外国とかに行ってますので、一応これは例として。観光課さんと一緒にやってみましたけど。

○平野委員 資料3の御説明のところでも思ったんですが、終わるムードですので・・・説明してもらえますか。ではお願いします。

○大村議長 それでは、そちらの方に移っていきましょう。よろしくどうぞ。

○事務局（浅川主任主査） 都市計画課の浅川と申します。よろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。

資料3、「今後の景観形成施策について」と題しました資料を御覧いただきたいと思います。今後の県の景観形成に向けた目標と施策を、お示ししたものでございます。その内容について御説明させていただきます。

基本方針の案にお示ししている県の役割に基づきまして、県としての3つ、目標を考えてございます。市町村の景観行政団体への移行を支援すること。もう一つは、県民の景観・環境への関心の昂揚を図ること。もう一つが、全県的な景観形成の方向性の提示ということでございます。それぞれについて事業、具体的な施策としてどのような取組をしていくかというのを示したのがこの資料でございます。

上から説明させていただきますと、まず一つ目が、「景観まちづくりセミナー」と題しまして、こちら平成23年度から開催を予定しておりましたが、震災があつて、その対応等のためストップしていたものでございます。市町村の担当者を対象にして、講演等、有識者をお呼びして講演をしていただいて、景観形成の意識、意義の認識を深めていただくということ、また景観行政団体への移行を促進するということを目指して、こちらの取組を始めようと考えているところでございます。もう一つが、「景観アドバイザー」。こちらは平成19年度から開催しております、22年度から、県で、委員の方にお支払いする謝金と旅費を県が負担するという形に変えているんですけど、こちら継続して、平成22年度に2件、23年度も1件予定しておりますけど、取組として、県の施策の普及啓発を図っていく事業として、アドバイザーの皆様をお願いしたいと思

ております。市町村の支援としての3つめとして、新たに「景観形成ガイドライン策定」というのを考えております。こちらは基本方針の中でもすでに書いているんですけど、「景観形成に関する方策、手法を示す手引き」、具体的には、市町村の担当者の方の実際の取組を促すような参考書というようなものになればと考えております。景観形成のために、よその県も含めた、方策の事例紹介、景観行政団体への移行や、例えばワークショップ開催とかそういった細かい手法について説明して、市町村のアンケート等を見ると、職員によると、どうすればよいのかわからない、景観という言葉聞いてよく分からない、あと例えばマンパワーが足りないとか、移行手続について非常に難しいイメージがあるということがありますので、最終的には景観行政団体への以降というのを目標にしたいと思うんですけども、もうちょっと裾野を広げた部分から始まるというのも、参考として示すようなガイドラインになればという風に考えております。

2つめの目標、県民の関心の昂揚を図る事業としまして、こちらは継続事業でやっている、「景観シンポジウム」というのを開催しております。平成18年度から毎年開催してきて、23年度は震災で開催しなかったんですけども、こちらは県民の意識醸成、景観というものを自分の問題意識、また自発的行動で取り組んでもらうというのを促すこととして、シンポジウムの開催をしていくものでございます。そしてもう一つが、「表彰事業」。こちら23年度の予算に実は計上しておいたんですけども、震災ということもあって、23年度の開催は見合わせております。良好な景観、街並みに寄与するような建築物、もしくはそういう取組をしている地域又は住民団体といったところを対象にして表彰というのを考えておりましたが、今暫定的に26年度からという風に書いてますけれども、開催時期、内容についてはもうちょっと慎重に検討した上で、開催した方がいかなという風に考えております。あと、県民の意識の高揚という意味で、景観アドバイザーという事業とガイドライン策定という、先ほど説明したものですが、こちらは県民の意識高揚にも資するという事で再掲させていただいております。

そして3つめとして、全県的な景観形成の方向性の提示ということですが、こちらは、端的に言って、県がお手本になるというか、一つ目の事業として「公共施設整備のルール策定」、公共事業が配慮するということでお手本になればということがまず考え方としてあるんですけども、具体的にどのようなものになるかというのは、形式とか推進体制等についてはまだ白紙状態。イメージ例として書いておりますけど、「工事設計時に配慮すべき視点等を提示するなど」。工事を発注するときの仕様書に、一枚物というか、注意事項として業者に示すものとして、考えるような方式にして、ルールとしては考え方の基準、河川ではこのような感じとか、港湾ではこんな感じとか、そういった考え方を示すものとして示せればと考えております。ただ、まだ予算などの関係もありますので、体制についてはまだ白紙とさせていただいております。その他、「景観形成ガイドライン策定」というのを再掲としております。

施策についてはですね、現時点の計画というか、全くの素案でございまして、具体的な手法については、未確定の部分ということで、粗末な説明でございましたけれども、今後、委員の皆様の御意見もいただきながら検討を進めていきたいと考えております。ということで今日、こちらの案についても御意見等いただければと考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（櫻井課長） 補足いたしますと、こちらの趣旨は、平野委員もおっしゃったとおり、基本的な方針は方針のひとつでございますので、これを動かしていかなければならないという思いがございますので、まだまだアイデアベース的なところはあるんですが、こういった視点あるいはこういったアイデア、とか、先生方からいただければ、それを参考にしつつ、この方針の策定以降の我々の行動としていろいろ組み入れていきたいなと思ったものですから、この場でも結構でございますし、気がついたところで資料等送付していただいても結構でございますので、いろいろお話をお聞かせいただきたいという思いで、資料を作りました。

○平野委員 まず、震災関係なく、大きなことを言っておきますと、ひとつ覚えておいていただきたいのは、たまたま県の条例にも名前が入ってしまっているのですが、どうしようもないんですが、景観に「美しい」という形容詞を付けるのは、景観行政の流れからすると1周遅れくらいの感じでございます。そういう意味で、先ほど5章は別冊でかまわないと言ったのは、5章だけ新しい概念の景観なんですね。最近、あたりまえの、日常景なんて言われてまして、生活している中の景観が大事なんだよということが随分協調されるようになってきていて、最近のまちづくりはそっちの方に移っておりまして、ことさらに美しい必要がない。なので、1周先に、いつかどこかで条例を変えていただいて、「美しい」をとっていただくタイミングがあるというのが一つ目です。そういう風に施策考えられる時にですね、メニュー出していつやるか、というのじゃなくて、次の段階はここまで行こう、次の段階はここまで行こうっていう、順次展開していく、その戦略をまず立てていただきたい。今は、横出しにしていつ頃から取り組めるかなという形になっているんですが、そういう意味では、公共施設整備のルールについても、まず何年度くらいまでにはこれくらいのルールをやってみようよ、次の段階で、あと何年かかけて、もう少し厳しく、例えば入札制度までいじったところまで取り組んでいこうとかですね、そういう、これをやりますというスタイルでなく、次々展開していくスタイルの戦略を立てていただければと思います。特に公共事業関係はどういう風にコントロールするかという様々な手法がありますので、一番はプロポーザルですけどね。もう一つ言いますと、ちょっと震災も絡みますけど、公共事業は、宮城県はそういう意味では2周くらい遅れておりまして、いま一番最先端といたら変ですけど、まじめに取り組んでいるところは、本当にあらゆる県道事業だとか海岸事業、全部が、地元とワークショップをやりながら煮詰めているのが本場でございます。1周遅れというのがデザインを考えた、デザイナーとかデザインできる人がちょっと参加して少しかっこいいものを作るというのが1周遅れ、宮城県はその1周遅れにも至っていない状況でございますので、いかにそこまで、今のまちづくり的な社会基盤整備というところまで県を引っ張っていくのかというのは、多分都市計画課が言い出さないと、公共事業部隊はできれば余計な仕事を増やしたくないと彼らは思っているでしょうから、是非そこはでもがみがみ戦っていただきたいと思っています。そういう意味では今回、防潮堤ですね。これは、建設海岸もありますし、漁港海岸もありますので、運輸海岸もあるのか、でもほとんどが県管理でございます。仙台港より北の海岸部分は全て、部局は違っても県管理でございます。それに関しては、少なくとも建設海岸については、国土交通本省の方で、河川局の方で景観考えてちゃんとデザインしなさいよという指針が出ました。それを受けて、岩手県も動き出しています。宮城県も直轄部分、仙台港より南の直轄部分は、有識者入れて

の懇談会は始まっています。先ほど言った言い方で言うと1周遅れのやり方ですけどね。残念ながら宮城県の、仙台港から石巻までと、リアス式のところについてはそれぞれ地区懇談会をやるというお話ですけど立ち上がっていませんので、それは急いでいただきたいという要望と、そういう、震災関係で1周遅れではあるけれども、ちゃんと景観考えた公共事業やっついこうという流れがあるのは、こういうところに位置づけていっていただきたい、というところ。あと、先ほどもうしあげたように、ここから話が全然変わりますけど、基本的な方針をどう生かすかというのは、たくさん施策があると、無尽蔵に施策がある中で、やっぱりそれを取捨選択していく、もしくは方向性を定めるときに、これと矛盾しちゃいけないよねと言う道しるべであるべきだと思っているので、是非たくさんもっともっと施策を展開していただきたいんですが、その中で、先ほど出た助成の話というのは是非、景観を保持するために、なかなか税金を民間に突っ込むのは難しいと思うんですが、それは今回震災でも何とか基金というのを作って、税金じゃない形にして、悪く言えばマネーロンダリングして、景観に資するものに使われるような制度は是非作っていただきたい。これは震災復旧だけではなくて、民間の蔵が老朽化してきているという話はよくありますので、そういうのをやっていただきたいと。それから、もっと個別具体的な話をすると、リアス式の方は、先ほど話があったように国立公園、国定公園になっていますし、松島は一応特別名称の縛りがありますので、この復旧に際して突然変な建物は建ってこないはず。しかし、そうでないところは、特に都市計画区域外だったりすると、復旧復興の名の下に、変な資本が入ってきて変な建物が建たないとも限らない。そのときに、都市計画区域内ならいいんですけど、そうでないところも結構抱えていて、今手っ取り早く規制するとしたら、実は県が景観形成団体として景観計画をさっと作って、変なものをつくらせないということをしておくのが実は肝要なんですが、その辺はすこしどこかで検討していただきたいというのがひとつ。それにあわせて、市町村の景観行政団体への移行支援と悠長なことを書いておられますけど、被災した自治体は、特に、石巻なんかもそうですが、都市計画区域は部分的にはあるけれどもそうでないところも随分あって、でもさいわい変なホテルとか下手なことされそうところは全部国定公園なので、急ぎはしませんけど、名取とかあっちの方はそうでもないですよ、山元とか海岸沿いで、これを生かしてぱつとというときに、やっぱり、さっさと景観行政団体になっていただいて、いつでも景観計画立てられるような状況を作らないといけないんだと思うんですね。だから、被災自治体は、景観法って実は、景観のためにあるよりも、都市計画区域を越えて規制をするためにある法律だと思っていただく方がよくて、それを有効に利用するためには是非、紙切れ一枚書いたら景観行政団体になれたりするような制度はないんですかね。今回、特区関係でワンストップという話もありますけど、復興整備計画でしたっけ、あれと同じように景観行政団体ももっと簡単になれるようにして、さっと景観計画を作って、都市計画区域外の、変な建物がとりあえず建つのは防止しようというようなことが、届出制度だけは実施しようというようなことができるような、その辺是非いろいろ考えていただいて、これは結構急ぐ話だと思うんですが、対応いただきたいと思います。いっぱい言いましたけど、よろしくお願いします。

○大村議長 まだまだあるかも知れませんが、この辺で終わりにしていいですか。そういつついくらでも言いたいことは本当はあるんですが、表彰事業なんていうのは、被災してしまってお金

がないというのは分かるんですけど、何かスポットライト事業ぐらいないんですかね。先ほど横山委員が言っていたように、ここでこういうのが始まっているとかいうのを、県が中心になって、ホームページなんかで知らせていく。そうするといろんなNPOなんか我々のところでもやろうという話になるような。そんなしかけだと、あまり予算はかからずやれるんでないかと。言い出すときりがないので、このくらいに本日は終わりにしたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、どうもありがとうございました。

○司会（尾形総括）　ありがとうございました。

本日は、活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、櫻井都市計画課長より、委員の皆様にご挨拶させていただきます。

○事務局（櫻井課長）　お疲れ様でございました。本当に熱心にいろいろ御指導いただきまして本当にありがとうございました。先ほども申したように指針はひとつの指針でございます。これからどんどん景観に対して、あるいはまちづくりに対して進めていかなければならないと思っております。いろいろ、今日承りました御意見、大村先生と調整させていただいて、できれば私としては知事に、先生から、この景観形成基本方針について、直接、お話をさせていただきたいという風に思っております。ちょっと時期的にはまだ、知事の日程もございますので、年を越すと思えますけれども、是非それは、私としてもやりたいと思っておりますので、それまでにもう少し方針の書きぶりをなおしまして、又皆様からの御意見を賜りまして、進めて参りたいと思っております。今後とも、本県の景観行政につきましては、いろいろ御指導、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。年末のお忙しい、ありがとうございました。

○司会（尾形総括）　以上をもちまして、第5回宮城県景観審議会を終了します。

本日は、ありがとうございました。

午後3時30分　閉会